

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

公 告

松くい虫のまん延防止のための措置命令（林業政策課）

公 告

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第三条第一項第五号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十四年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 区域及び期間

- (一) 区域 秋田市、能代市、横手市、本荘市、男鹿市、湯沢市、大曲市、山本郡琴丘町、八森町、八竜町、山本町及び峰浜村、南秋田郡五城目町、昭和町、八郎潟町、飯田川町、天王町、若美町、井川町及び大潟村、河辺郡河辺町及び雄和町、由利郡仁賀保町、金浦町、象潟町、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町及び鳥海町、仙北郡神岡町、西仙北町、角館町、六郷町、中仙町、田沢湖町、協和町、南外村、仙北町、西木村及び仙南村、平鹿郡増田町、平鹿町、雄物川町、大森町及び山内村並びに雄勝郡稲川町、雄勝町、羽後町、東成瀬村及び皆瀬村
 - (二) 期間 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで
- 二 森林病虫害等の種類
松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

（一）に定める区域の松林において松くい虫被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が拡大し、（一）に定める区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄